

川越市マスコットキャラクターときも使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川越市マスコットキャラクターときも(以下「マスコット」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 営利を目的として使用する場合、又はマスコットの立体物、動画を制作する場合を除き、何人もマスコットを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 川越市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用するとき、又は使用のおそれのあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他その使用が著しく不適當であるとき。

(使用承認申請)

第3条 営利を目的としてマスコットを使用する場合、又はマスコットの立体物、動画を制作する場合は、マスコット使用申請書(新規)(様式第1号)に必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、マスコットの使用を承認する。
- 3 市長は、第1項の規定による申請を行ったものに対し、承認をしたときはマスコット使用承認書(新規)(様式第2号)を、承認をしなかったときはマスコット使用不承認書(新規)(様式第3号)を交付するものとする。

(更新)

第4条 マスコットを引き続き使用する場合は、マスコット使用申請書(更新)(様式第4号)に必要な書類を添付して市長に提出し、満了日までにその承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を行ったものに対し、承認をしたときはマスコット使用承認書(更新・変更)(様式第5号)を、承認をしなかったときはマスコット使用不承認書(更新・変更)(様式第6号)を交付するものとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 マスコットの使用承認を受けた者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 完成物件を提出すること。ただし、完成物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (2) 承認された用途のみに使用すること。
- (3) 営利を目的として使用する場合、毎会計年度終了後1ヶ月以内(ただし、会計年度の途中で販売を終了する場合は、販売終了後1ヶ月以内)に、マスコット使用商品等販売状況報告書(様式第7号)を提出すること。
- (4) その他、別に定める運用規程等を遵守しなければならない。

(承認内容の変更)

第6条 マスコットの使用承認を受けた者が、承認された内容のうち次に掲げる項目を変更しようとするときは、あらかじめ、マスコット使用申請書(変更)(様式第8号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 使用対象物件(使用するときもの番号)
- (2) 使用目的及び使用方法(使用商品の追加及び削除を含む)
- (3) 使用期間

2 前項の承認、不承認は、マスコット使用承認書(更新・変更)(様式第5号)とマスコット使用不承認書(更新・変更)(様式第6号)をもって行う。

3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(権利設定の禁止)

第7条 マスコットを使用する者は、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律125号)による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第8条 マスコットの使用承認を受けた者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(違反等に対する取扱い)

第9条 マスコットを使用している者(使用承認を受けた者を除く。)が、第5条に定める事項を遵守しなかったとき、又はこの規定に違反したとき、市長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行うことができる。その場合、使用者は直ちに、その請求等に従わなければならない。

- 2 マスコットの使用承認を受けた者が、第5条に定める事項を遵守しなかったとき、又はこの規定に違反したとき、市長はマスコット使用承認取消通知書（様式第9号）を交付し、その承認を取り消すことができる。
- 3 前項の規定により、使用承認を取り消された者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

（補則）

第10条 この規程に定めるもののほか、マスコットの取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年6月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年2月22日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

マスコット使用申請書（新規）

年 月 日

（提出先）
川越市長

申請者 住所（所在地）
名 称
担当者名
連絡先

下記のとおり、マスコットを使用したいので申請します。

記

1 使用対象物件（使用するときもの番号）

2 使用目的及び使用方法

3 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 添付書類

様式第2号（第3条関係）

マスコット使用承認書（新規）

年 月 日

様

川越市長

年 月 日付けで申請のありましたマスコットの使用については、下記のとおり承認します。

記

1 承認番号

第	号
---	---

2 使用対象物件（使用するときもの番号）

3 使用目的及び使用方法

4 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

5 承認条件

- (1) マスコット使用申請書（新規）の申請内容どおりに使用すること。
- (2) 「川越市マスコットキャラクターときも使用規程」を遵守すること。

様式第3号（第3条関係）

マスコット使用不承認書（新規）

年 月 日

様

川越市長

年 月 日付けで申請のありましたマスコットの使用については、下記の理由により不承認といたします。

記

不承認理由

様式第4号（第4条関係）

マスコット使用申請書（更新）

年 月 日

（提出先）
川越市長

申請者 住所（所在地）
名 称
担当者名
連絡先

承認番号第 号の内容について、下記のとおり更新したいので、申請します。

記

1 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 添付書類

様式第5号（第4条、第6条関係）

マスコット使用承認書（更新・変更）

年 月 日

様

川越市長

年 月 日付けで申請のありました承認番号第 号の更新・変更申請については、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

（更新の場合）

使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

（変更の場合）

変更内容

変更前

変更後

2 承認条件

- （1）マスコット使用（変更）申請書の申請内容どおりに使用すること。
- （2）「川越市マスコットキャラクターときも使用取扱規程」を遵守すること。

様式第6号（第4条、第6条関係）

マスコット使用不承認書（更新・変更）

年 月 日

様

川越市長

年 月 日付けで申請のありました承認番号第 号の更新・変更申請については、下記の理由により不承認といたします。

記

不承認理由

様式第7号（第5条関係）

マスコット使用商品等販売状況報告書

年 月 日

（提出先）

川越市長

使用者 住所(所在地)
名 称
担当者名
連絡先

承認番号第 号に係る販売状況等について、次のとおり報告します。

1 使用方法
商品 パッケージ その他（ ）

2 商品の品種・種類

3 商品名

4 販売（使用）期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

5 販売総額等

単 価 円

販売数量

販売総額 円

6 販路

百貨店 スーパー コンビニ 専門店・量販店

その他

7 連絡先（担当者名、電話番号）

提出時期：毎会計年度終了後1ヶ月以内（ただし、会計年度の途中で販売を終了する場合は販売終了後1ヶ月以内）に提出してください。

様式第 8 号 (第 6 条関係)

マスコット使用申請書 (変更)

年 月 日

(提出先)

川越市長

申請者 住所 (所在地)
名 称
担当者名
連 絡 先

承認番号第 号の内容について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

(変更内容)

変更前

変更後

様式第9号（第9条関係）

マスコット使用承認取消通知書

年 月 日

様

川越市長

年 月 日付けで承認した、承認番号第 号に係るマスコットの使用については、下記の理由により使用承認を取り消いたします。

記

承認取消理由